

入 札 説 明 書

奈良県が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。
この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記 7 の(1)に掲げる者の説明を求め
ることができます。

1 公告日 令和 8 年 9 月 2 8 日 (月)

2 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件

浄化センター 脱臭施設活性炭購入 脱水機周辺 1 号等

(2) 入札物件の数量及び特質

仕様書のとおり

(3) 納入期間

落札日の翌営業日（契約予定日）から令和 9 年 3 月 1 9 日まで

(4) 納入場所

大和郡山市額田部南町 1 6 0 浄化センター地内 他

(5) その他詳細については、別紙仕様書のとおり

3 入札方法

(1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に
当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の
端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としま
すので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者
であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に
記載してください。

(2) 入札は、奈良県物品電子入札等システム（以下「電子入札システム」といいます。）
を利用して行います。

なお、詳細については奈良県会計局総務課の奈良県物品電子入札等システムポ
ータルサイトから確認できます。

ホームページアドレス http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm

4 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(6)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができま
す。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当

しない者であること。

- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 1 2 月奈良県告示第 4 2 5 号）による競争入札参加資格者で、営業種目「I2 化学工業薬品」に登録をしている者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。
- (5) 調達物品の品質規格に合致した活性炭及び数量を供給することができることを証明した者であること。
- (6) 過去 5 年以内における下水処理場において、活性炭脱臭施設の活性炭入替実績を有する者であること。

5 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、公告第 3 及び入札説明書 4 に示す要件を満たしているかの確認を受けるため下記の手続きを行う必要があります。

(ア) 同等品申請

仕様書に記載の銘柄以外の活性炭により入札に参加される場合には、6 の(1)の(5)で示す期日までに、適合規格承認申請を行って下さい。

(イ) 競争入札参加資格確認申請

この入札への参加を希望する者は、6 の(1)の(7)で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行ってください。

上記(ア)及び(イ)の手続きのために、下記(1)及び(2)に示す書類を提出しなければなりません。ただし、仕様書の活性炭仕様に記載の銘柄により入札に参加される場合には、下記(1)の手続きは不要です。

なお、下記(2)に係る提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合は、令和 8 年 1 0 月 9 日（金）午後 4 時 00 分までに再提出を行ってください。

(1) 同等品による入札に関する適合規格承認申請書の提出（上記(ア)に係る申請）

仕様書に記載の銘柄以外の活性炭により入札に参加される場合には、（様式 1）適合規格承認申請書に、以下の書類を添えて、持参、郵送又は F A X の方法で提出して下さい（F A X を使用する際は、送信後に電話連絡してください。）

（添付書類）

- ① （様式 3）仕様及び使用実績報告書（調達物品の製造メーカーが証したもの）
仕様書「5. 活性炭仕様」中の【注 1】①、②及び③を証明するため、活性炭の製造メーカーが証した（様式 3）仕様及び使用実績報告書を提出してください。
- ② 前述（様式 3）仕様及び使用実績報告書の「試験結果」についての計量証明書の写しを提出してください。
- ③ 納入しようとする商品が、下水道法に基づく終末処理場において使用実績がある銘柄で

あることを証明する書類：

仕様書「５．活性炭仕様」中の【注１】③を証明するため、出荷指示書、受領証、納品書控え等の写しを提出してください。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出（上記(イ)に係る申請）

この入札への参加を希望する者は、（様式２）競争入札参加資格確認申請書（申請者の押印は不要）に以下の書類を添えて、電子入札システムから添付ファイルにて提出して下さい。

（添付書類）

①（様式４）供給証明書（調達物品の製造メーカーが証したもの） １部

②入札参加を希望する者が、過去５年以内における下水処理場において、活性炭脱臭施設の活性炭入替実績を有する者であることを確認できる書類（契約書等写し） １部

※ 電子入札システムに添付できるのは、競争入札参加資格確認申請書と合わせて１ファイルのみのため、複数ファイルを１ファイル（ZIP ファイル）に圧縮して添付してください。容量の上限は３MBです。

※ 添付できない場合は、競争入札参加資格確認申請書のみ電子入札システムで提出し、添付書類を郵送又は持参により、７の(１)で示す場所に提出してください。

上記手続きの(1)及び(2)に係る受付が完了した者を競争入札参加資格確認審査の対象とします。ただし、仕様書の活性炭仕様に記載の銘柄により入札に参加される場合には、上記(1)の手続は不要です。

また、開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

6 入札日程等

(1)入札日程

手続き等	期間・期日	場所・方法
(１)入札説明書及び仕様書の交付	公告の日から	入札情報公開システムによる公開 「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」 http://www.pref.nara.jp/dd_menuid-26215.htm
(２)入札説明会	実施しません	
(３)仕様書等に関する質問	令和８年１０月１日（木） 午後４時００分まで	電子入札システムへの入力

(4) 質問に関する回答	令和 8 年 1 0 月 6 日 (火) 午後 4 時 00 分以降	電子入札システムによる回答
(5) 仕様書記載の銘柄以外の活性炭により参加する場合、適合規格承認に係る申請書等を提出	令和 8 年 1 0 月 2 日 (金) 午後 4 時 00 分まで	下記 7 の(1)に示す場所に持参、郵送又は FAX (FAX の場合には、その旨を電話連絡してください。)
(6) 上記申請書に対する適否の回答	令和 8 年 1 0 月 7 日 (水) 午後 4 時 00 分以降	FAX により回答
(7) 競争入札参加資格確認の申請	公告の日から 令和 8 年 1 0 月 8 日 (木) 午後 4 時 00 分まで	競争入札参加資格確認の申請及び添付書類 ・電子入札システムへの入力 ※添付書類は電子入札システムに添付できない場合、7 の(1)で示す場所に持参・郵送も可。
(8) 入札参加資格確認審査結果通知	令和 8 年 1 0 月 1 5 日 (木) 午前 9 時 00 分以降	電子入札システムによる通知
(9) 入札書の提出	上記(8)の入札参加資格審査結果の通知を受けた日から 令和 8 年 1 0 月 1 9 日 (月) 午後 1 0 時 00 分まで	電子入札システムへの入力
(10) 開札	令和 8 年 1 0 月 2 0 日 (火) 午前 9 時 00 分から	電子入札システムによる開札

(注) 電子入札システムの利用可能時間は、平日の午前 8 時から午後 1 0 時まで。
奈良県の休日定める条例（平成元年 3 月奈良県条例第 3 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。

各項目の期限は、電子入札システムのサーバへの電子データ到着期限となります。データの送信が期限までにサーバに到着しなければ、受付したことはありません。

電子入札システムによるデータの送信は一定の時間を要します。上記の入札参加資格確認申請及び入札書の提出等については、余裕をもって行ってください。

(2) 入札書の取り消し等の禁止 及び 錯誤の場合の対応について

- ① 提出した入札書は引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- ② ただし、入札参加者は、開札日時までに自らが提出した入札書が錯誤であると

判明した場合は、直ちにその旨を申し出ることができます。

その場合には、開札日時までに、入札執行者である奈良県流域下水道センター所長に対し、当該入札書が錯誤であることについて、入札書錯誤無効届（別添）を7の（1）で示す場所に提出してください。

奈良県流域下水道センター所長は、入札書錯誤無効届の提出を受けたときは、当該入札書が無効とすることができます。なお、この場合には本案件の入札には以後参加できません。

(3) 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

再度入札（2回目）の締切日時については、6の（1）の（10）で示す日の午後3時10分から行います（電子入札システムによる入札書の提出は、同日午後3時00分まで。）ので、電子入札システムで発行される「再入札通知書」を必ずご確認のうえ、電子入札システムにより、締切日時までに入札書を提出してください。

なお、再度入札の締切日時までに入札書の提出を行わなかった者は、再度入札を辞退したものとみなします。

7 問い合わせ先

(1) 本件入札に関する事 及び 契約を担当する部課等の名称

〒639-1035 大和郡山市額田部南町160番地

奈良県流域下水道センター 総務課 総務経営係 担当：木嶋

電話番号 0743-56-2830

FAX 番号 0743-56-4398

(2) 電子入札システムの操作に関する事

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号 0570-021-777

（平日：9時から17時30分まで（12時から13時までを除く。）。）

Email: sys-e-cydeenasphelp.rx@hitachi-systems.com

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」という。）第4条に定めるところによります。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、契約規則第19条第1項ただし書各号（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県

が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など）に該当する者であるときは、免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 契約規則第7条に該当する入札
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札
- (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札
- (5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- (6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札

10 契約書作成の要否等

- (1) 要します。
- (2) 落札者は、契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

従って、上記8（2）で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

11 電子契約の可否

- (1) 可とします。
- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を6の（1）の（7）で示す競争入札参加資格確認申請書とあわせて電子入札システムにより提出してください。

12 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、上記6の（3）のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再入札（2回目）を行う場合があります。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (3) 再度入札（2回目）の開札で落札者がいない時は、再度入札（2回目）で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

13 調達手続の停止等

電子入札等を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続について電子入札システムにより停止等の措置を行うことがあります。

14 手続きにおける交渉の有無 無

15 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

16 契約の解除

契約締結後、契約者について15の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、15の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

17 その他

- (1)納入場所までの配送等に係る費用は落札業者の負担とし、競争価格に含むものとします。
- (2)その他詳細については、仕様書及び契約書案のとおりです。